

ひがし保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人ときわ福祉会
所在地	大阪府貝塚市海塚581-1
電話番号	072(431)9006
代表者氏名	理事長 <small>たかはし まさと</small> 高橋 正人

2 施設の概要

施設の種類	保育所（特定教育・保育施設）
施設の名称	ひがし保育園
施設の所在地	大阪府貝塚市海塚581-1
連絡先	TEL 072(431)9006 FAX 072(447)5858
施設長氏名	園長 <small>きし ひでお</small> 岸 秀雄
開設年月日	平成20年 4月 1日
認可定員	120名（受け入れ可能数 144名）
事業所番号	5120105007477

3 施設・設備等の概要

敷地	1941.8㎡
園舎	構造 鉄骨造 2階（地上2階） 延べ面積 1042.10㎡
園庭	375.91㎡（屋外遊戯場）

4 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
保育室	6 室	ひよこ組（0歳児） こりす組（1歳児） こぐま組（2歳児） ひつじ組（3歳児） きりん組（4歳児） ぞう組（5歳児）
調乳室	1 室	1 F
沐浴室	1 室	1 F
トイレ	5 室	園児用、職員用
一時保育室	1 室	一時預かり保育事業（2F ホール）
地域子育て支援室	1 室	園庭開放事業（2F ホール）
調理室	1 室	1 F
会議室	1 室	2 F
相談室	1 室	1 F 事務室内
医務室	1 室	1 F
更衣室	2 室	2 F
休憩室	3 室	1 F、2 F
事務室	1 室	1 F

5 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1名	1名	—	
主任保育士	1名	1名	—	
保育士	22名	16名	3名	派遣3名
看護師	1名	1名	—	
事務員	1名	1名	—	
栄養士	1名	—	—	業務委託先派遣
調理員	3名	—	—	業務委託先派遣
嘱託医	1名	—	1名	

※ その他： 安全誘導員（2名：非常勤）を配置しています。

6 施設の目的、運営方針

- (1) 当園は、保育を必要とする子どもに対して、健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする保育所（特定教育・保育）です。
- (2) 当園は、保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう保育を行います。
- (4) 当園は、社会の期待や願いに応えられる保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

7 特定教育・保育を提供する日及び時間

当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
当園の特定教育・保育提供時間は次のとおりとします。

(1) 開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりとします。

月～土曜日 午前7時00分から午後7時00分まで

(2) 特定教育・保育時間（2号・3号認定子ども）

① 基本保育時間 午前9時00分～午後5時00分

② 長時間保育時間 午前7時00分～午前9時00分
午後5時00分～午後6時00分

③ 延長保育時間 午後6時00分～午後7時00分

→短時間認定の方は、午後5時00分～午後7時00分が延長保育時間となります

*延長保育の利用については、別途費用が必要です。

*土曜日の登園については、事前にご相談ください。

8 特定教育・保育の提供を行わない日

当園の休園日は、次のとおりとします。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始（12月29日～1月3日）

ただし暦に応じて、一部変動する場合があります。

(4) 異常気象や地震等の天災又は感染症の蔓延防止等の事由により、子どもの安全の確保ができないとき

（臨時休園は、「よい子ネット」等でお知らせします）

9 利用料等

(1) 保育料金

0～2歳児の3号認定の方に対して、貝塚市が決定通知でお知らせする金額です。保育園では徴収いたしませんので、貝塚市が指定する金融機関窓口で、下記のいずれかの方法でお支払いください。

<① 自動引き落とし ②自動振り替え ③納付書>

※「子ども・子育て支援法」の一部改正により、令和元年10月1日から、保育所を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの保育料が無償化されましたので、市町村への支払いは必要がなくなりました。ただし、給食の材料にかかる費用（副食費）等については、保育園において徴収させていただきます。

(2) 延長保育料金

午後6時以降は延長保育となり、下記の料金が必要となります。

延長保育料は保育園において徴収させていただきます。

なお、短時間認定の方は、午後5時以降が延長保育料金の対象となります。

	一般家庭	非課税家庭	生活保護家庭
30分ごと	150円	100円	50円

※非課税家庭・生活保護家庭の料金減免を受けられる場合は、各証明書が必要です。

(3) その他の料金

絵本等の保育用品や行事等の保育の提供に要する実費に係る利用者実費を保育園において徴収させていただきます。

（巻末参照：保育の提供に要する実費に係る利用者実費負担一覧）

(4) 保育園における利用者負担料金の徴収

利用者負担料金の徴収については、口座振替とさせていただきます。

口座振替依頼用紙の提出をお願いします。

（巻末参照：口座振替の時期について）

10 食事の提供

子どもの年齢に応じた献立を作成し、自園で調理した食事を提供します。

〈業務委託型の給食提供です。 委託先業者： 和泉マルタマフーズ〉

- (1) 献立表は、毎月別途お知らせします。
- (2) 食物アレルギー等による「アレルギー対応食」の提供については、医師の「生活管理指導書」等の書類が必要です。
- (3) 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

11 提供する特定教育・保育の内容

〈ねらいと方針〉

- (1) 「ひがし保育園」では、自由でのびのびと「遊ぶ」ことを基本に日々を精いっぱい楽しみながら、創造性と健全な心身の育成を目指します。
- (2) 認められ、ほめられ、受けとめてもらえる経験を日々たくさん積み重ねることによって、ゆるぎない自己肯定感を獲得することを目指します。
- (3) 個々の年齢や発達に応じた保育計画に基づき、発達年齢に応じたカリキュラムを策定し、子どもたち自身が多くの達成感を実感できる保育を行います。

「できた!」「やった!」「すごいね!」がたくさんある保育、「たのしいね」「うれしいね」「ありがとう」がいっぱいの保育、

それが当園の目指す保育です。

◎利用定員について 〈クラス編成〉

定員 120名

対象年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	ひよこ組	こりす組	こぐま組	ひつじ組	きりん組	ぞう組
定員	12名	18名	18名	22名	25名	25名

◎保育園での生活

<毎日の保育の流れ>

0・1・2 歳児

3・4・5 歳児

登園 自由遊び	AM7:00	登園 自由遊び	保育園での生活時間
登園 自由遊び	9:00	登園 自由遊び	
設定保育 	9:30	設定保育 	
給食準備 給食 自由遊び 	11:00 11:30	給食準備 給食 自由遊び 	
午睡準備 午睡 	12:30 PM1:00	午睡準備 午睡 	
おやつ	3:00	おやつ	
自由遊び 随時降園 	4:00 PM7:00	自由遊び 随時降園 	

※保育時間は、市役所からの認定によりそれぞれ「標準時間」「短時間」と異なりますが、お子様の生活リズムや情緒を安定させ負担を軽減する為にも、お仕事が休みの日は保育園での生活時間内の保育に合わせての送迎をお願いします。

◎年間行事予定

ひがし保育園における1年間の主な行事を以下のとおり計画しております。

☆印のついている行事は、保護者の方々にもご参加、またはご協力をお願いします。

具体的な日程や時間などの詳細につきましては、その都度お知らせいたします。

月	全児対象行事	歳児別の行事
4	☆入園式 ☆家庭訪問（新入园児）	
5	・尿検査 ☆クラス懇談会	・3～5歳児 園外保育
6	・歯科健診 ☆保育参観	・3～5歳児 歯磨き指導
7	・プール開き ・七夕まつり	・5歳児 連合お楽しみ会(観劇) ・5歳児 わくわく保育 ・5歳児 老人クラブとの交流
8	・水遊び、プール遊び	・3～5歳児 夏祭りごっこ
9	・内科健診	
10	☆運動会 ・総合避難訓練（消防車出動）	・3～5歳児 手洗い指導 ・4歳児 視力検査 ・5歳児 連合秋のつどい ・4歳児 老人クラブとの交流 ・3、4歳児 みかん狩り ・5歳児 みかん狩り、いも掘り ・0～3歳児 個人懇談(～12月)
11	・秋の味覚祭	・3～5歳児 交通安全指導
12	・クリスマス会	☆2～5歳児 生活発表会 ☆0、1歳児 ふれあい参観
1	・お正月遊び	・4～5歳児 個人懇談会(～2月)
2	・節分会	・5歳児 個人懇談会
3	・お別れ会 ・内科健診、(新入园児面接) ☆卒園式	・5歳児 お別れ遠足

＜月例行事＞ ・身体計測 毎月 第二水曜日

・避難訓練 毎月 第一水曜日

・園庭開放 毎月 第三水曜日

・誕生日会 毎月 第四水曜日

※ 各クラスの状況、コロナウイルスなどの感染状況等によって変更する場合がありますのでご了承ください。

12 保育園と保護者との連携について

- (1) 保育園では子どもや保護者の気持ちに寄り添い、家庭との連携を密にしながら特定教育・保育を行います。
- (2) 心配なこと、分からないことはいつでもお気軽に職員（クラス担任、家庭支援担当及び主任等）にお尋ねください。
- (3) 新入園児の方につきましては、担任による家庭訪問をさせていただいておりますので、ご協力ください。
- (4) 日常の保育の取組みにつきましては、保育参観やクラス懇談会、個人懇談会を通して、お話させていただきます。

13 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断の実施

定期健康診断及び臨時の健康診断を実施しています。

・園児健康診断	全園児	2回	
・歯科健診	全園児	1回	
・視力検査	4歳児	1回	
・尿検査	全園児	1回	等

(2) 健康管理、病気のときの対応

・病気による各症状に対する対応、けがに対する対応
・予防接種
・アレルギー
・園での与薬 など

※ 詳細は、「入園のしおり」を参照してください。

14 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・園での予防的な対策（衛生管理マニュアルに基づく）
- ・発生した場合（園内掲示、クラスだより、保健だより等で連絡します。）

15 緊急時（急病時等）における対応

- (1) 特定教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定された緊急連絡先に連絡します。
- (2) 常勤の看護師が応急的に対応を行いますが、場合により嘱託医に相談する等して適切と思われる措置を講じます。
- (3) 保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

16 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	黒瀬クリニック
医 院 長 名	黒瀬 喜久雄
所 在 地	貝塚市中町 12 番 3-102 号
電 話 番 号	072-431-1112

※ 歯科健診については、貝塚市から派遣される嘱託歯科医が行います。

17 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回計画に基づき避難訓練を実施しています。

防火管理者	岸 秀雄
消防計画届出年月日	貝塚市消防署 令和 4 年 4 月 1 日
避難訓練	毎月 1 回 実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、避難梯子、滑り台 など

18 地域防災拠点、広域避難場所

広域避難場所	ひと・ふれあいセンター	☎ 422-7523
	ハート交流館	☎ 432-5959
	東小学校	☎ 422-0262

19 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付

- 保育園賠償責任保険 社会福祉法人日本保育協会
- 社会福祉法人向け役員賠償責任保険 社会福祉法人日本保育協会

20 保育サービス・業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法： 保育士等の自己評価の実施（年 2 回） ： 園全体の自己点検評価の実施（年 1 回）
外部評価	実施方法： 福祉サービス第三者評価 実施回数： 1 回 （令和2年1月 受審済）

21 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	根来 穂津美（主任） ・ 二葉 武也（家庭支援）
苦情解決責任者	岸 秀雄 （園長）
第三者委員	浅野 寿一 ・ 大島 薫

受付方法 ： 口頭及び電話等での受付。

※上記のほかに玄関の入り口に意見箱を設置しています。

22 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

子ども及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

1 個人情報の利用目的

保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、「児童福祉法」および「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(職員から、個人情報保護法に基づく誓約をとっています)

2 収集する個人情報の種類

子どもを特定教育・保育するにあたり、児童票・園利用調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報を収集させていただきます。

個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

3 個人情報の使用

個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。

個人情報保護方針に基づき、園生活において必要に応じ使用させていただきます。

具体的な使用は次のとおりとします。

- (1) 園生活において、子どもが必要とする箇所（ロッカー、くつ箱等）や個人で使用する物品（連絡帳・帽子等）には名前を記載します。
- (2) 園内の壁装飾として、当番表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- (3) 園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園だよりやクラスだより等に、名前や行事の写真を掲載します。
- (4) 児童票・調査票・就労証明書などの書類の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- (5) 園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- (6) 実習生の記録ノートに園児名は記載しません。

4 掲載する写真の個人情報の保護 <「個人情報保護法」に基づく保護方針>

- (1) 事前に保護者から子どもの写真掲載について確認を行います。
- (2) 写真は集合写真や複数園児の写真を使い、写真から本人の名前や住所の特定ができないようにします。
- (3) 保護者から掲載を希望しないとの申し出があった場合には、原則使用しませんが、集合写真については、本人の顔の解像度を下げたものか、鮮明ではないもの（顔がわからないもの）を使う場合があります。
- (4) 保護者から掲載されている写真の削除を求められた場合には、削除又は写真の交換を行います。
- (5) 原則として本人の特定ができるような写真は掲載しませんが、掲載する場合は、事前に保護者の同意を得ます。

2.3 虐待の防止のための措置

子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。（「児童虐待対応マニュアル」に基づく対応）

2.4 当園におけるその他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
(「健康増進法」敷地内全面禁煙対象施設>)
- (2) 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動や営利活動はご遠慮ください。

25 その他

- (1) この「重要事項説明書」は、平成30年4月1日から施行しました。
- (2) 令和6年4月1日に見直しを行い、改定しました。

(別表：保育の提供に要する実費に係る利用者実費負担一覧)

項目	内容・負担を求める理由、目的	金額	備考
2号認定の子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収 (主食 = 米・パン・麺類) (副食 = おかず・おやつ等)	月額 4,500 円 (対象：3～5歳児組)	途中入退所の場合は日割り計算
教材費	道具箱、粘土、粘土ケース、粘土へら、 なわとび、はさみ、のり、クレパス、カ ラー帽子、出席ノート、誕生カード、写 真代、連絡帳、ボックス、自由画帳、氏 名印、バインダーなど	必要な教材を 実費負担	新入園の場合 全て購入で 約 7,000 円 (歳児によって 差があります)
	鍵盤ハーモニカ	4,700 円	対象：4.5 歳児
体育指導	外部講師による体育指導教室	月額 1,300 円	対象：4.5 歳児
保険料	日本スポーツ振興センターのスポーツ 保険料 (1年間)	年間 240 円	転園前に加入済み なら必要なし
絵本代	各クラスで使用する月刊絵本代	月額 400～500 円	3ヶ月毎の徴収
布団・シー ツリース料	午睡時に使用 (リース料)	月額 700～900 円 ※令和3年より料金改定	夏季 700 円 冬季 900 円
体操服代	遠足や運動会等に使用	上下それぞれ 約 2,000 円	半袖と短パン
行事	遠足等に係る交通費や施設使用料	実費	該当する歳児クラ スのみ
保護者会費	保護者会運営に係わる費用 (夏祭りやクリスマス等の商品代等)	1名で 1,000 円 以降 1人ごとに 500 円	1人で 1,000 円 2人で 1,500 円 3人で 2,000 円

※写真販売は、ICTを活用した直接購入に移行させていただきます。

(別表：口座振替の時期について一覧)

	項目	期間	振替日	期間	振替日
在園児	新学期用品	3月分	5/27		
	体育指導料				
	副食費				
	寝具リース				
	延長料金				
	その他文具等				
	絵本代				
新入園児	新学期用品		5月27日		
	体育指導料			4～6月分	7/27
	副食費			7～9月分	10/27
	寝具リース			10月～12月分	1/27
	延長料金			1月～3月分	4/27
	絵本代				
	その他文具等				

振替日が金融機関休業日に該当するときは、その翌営業日となります。